

省エネルギー性能説明推進者の選任の基準

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年規則第19号）第28条第2項に定める省エネルギー性能説明推進者の選任に係る基準を次のように定める。

1 実務経験及び知識について

(1) 販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験

- ・販売責任者の立場を1年以上経験していること

(2) 電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識

- ・次に掲げるア又はイの資格を有していること

ア 家電製品総合アドバイザー（主催：一般財団法人家電製品協会）

イ 省エネ・脱炭素エキスパート（主催：一般財団法人省エネルギーセンター）

2 知事が適当と認める講習について

- ・温暖化対策課が実施する省エネルギー性能説明推進者講習会

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。